

# 実施要領

## 1 目的

荒尾市では、廃止した競馬場の跡地を有効活用して、中心拠点である荒尾駅周辺における先導的な開発地「南新地地区」を新たな都市機能誘導の重点地区として、平成28年度から約34.5haの土地区画整理事業を推進している。令和元年8月に策定した「南新地地区ウェルネス拠点基本構想（以下「基本構想」という。）」において、まちづくりのコンセプトやまちに必要な機能とその連携の方向性を整理した。

ウェルネス拠点の先進コアエリアとする街区においては、道の駅や、子育て世代を包括的に支援する施設の整備についても検討を進めている。道の駅については、令和2年3月に「道の駅あらお（仮称）基本構想」を策定し、保健・福祉・子育て支援施設（仮称）については、今年度、基本構想の策定に着手したところである。

また、民間事業者による温浴施設、宿泊施設、商業施設その他の集客施設等の誘致を想定しており、行政主導の事業に加えて、様々な事業の検討が同時並行で進んでいくことが見込まれる。

ウェルネス拠点基本構想に示すとおり、南新地地区においては、立地する各種施設が機能連携・機能分担しながら、相乗効果で地区全体として新たな価値を生み出すことを目指している。まちづくりを進める上では、行政主体の事業間の連携はもちろんのこと、民間主体の事業とも連携を図りながら展開を図ることが求められる。

一方で、各事業の進捗に差があることに加え、公共主体と民間主体では事業の進め方の違いもある。地区全体として機能連携することで相乗効果を発揮させるためには、各事業の進捗状況を一元管理し、機能の重複や不足がないようにするとともに、各施設の利用者動線の連続性などにも配慮した施設配置の調整なども必要である。

以上のように、本件業務は密接に関連する以下3業務の進捗状況（情報）を一元管理すること及び各事業間の調整をより効率的・効果的に行わせることを目的に1事業者に一括して委託する。また、高度な知識・専門的な技術や創造性、構想力などが要求される業務であるから、公募により複数の者から企画・技術等の提案を受け、その中から意欲及び実績・能力等を総合的に評価し、最も適した企画・技術能力等を有する事業者を選定する。

## 2 委託業務の概要

### (1) 業務名称

- ①南新地地区ウェルネス拠点形成プロジェクトマネジメント業務
- ②道の駅あらお（仮称）関連業務
  - ア 道の駅あらお（仮称）官民連携基盤整備推進調査業務
  - イ 道の駅あらお（仮称）基本計画策定支援業務
- ③保健・福祉・子育て支援施設（仮称）基本構想策定支援業務

### (2) 業務内容

別添仕様書のとおり

### (3) 契約方法

随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号）により、上記（1）の業務ごとに契約を締結する。

#### （4）履行期間

- ①契約締結の日から令和3年3月31日まで
- ②ア 契約締結の日から令和3年3月15日まで  
イ 契約締結の日から令和3年9月30日まで
- ③契約締結の日から令和3年3月15日まで

#### （5）見積限度額

- ① 8,420,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- ②ア 14,543,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）  
イ 7,394,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- ③ 9,840,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

### 3 提案資格

- （1）単独法人又は複数の連携及び協利法人を含めた連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- （2）単独法人又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
  - ①地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。
  - ②国、地方公共団体又は公共的団体による工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等の措置期間中でないこと。
  - ③荒尾市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱（平成24年告示第36号）第3条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。
  - ④国税及び地方税を滞納していないこと。
  - ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中でないこと。
  - ⑥事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- （3）コンソーシアムにおいては、上記（2）の要件のほか、次の要件を全て満たすこと。
  - ①コンソーシアムの設立を示す書類又は本件業務を受託した場合にコンソーシアムを設立することについて、構成員となる者がコンソーシアムに参加する意思があること。
  - ②コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、本件プロポーザル方式による事業者選定に参加する者でないこと。
  - ③本件委託事業が完了した日の属する年度の終了後、5年間にわたり、会計帳簿等の関係書類の保存について、責任の所在が明確であること。
- （4）2（1）に示す①から③までの業務それぞれについて、国、地方公共団体若しくは公共的団体が発注した同様の業務又はそれらに類する業務（以下「本業務と類似する業務」という。）における実績について、平成22年度から令和元年度まで

に完了したものが3件以上あり、かつ、平成29年度から令和元年度までに完了したものが1件以上あること。ただし、①の業務については、発注者が国、地方公共団体又は公共的団体でないものも認める。

なお、コンソーシアムにおいては、2(1)に示す①から③までの各業務の担当構成員の実績が上記の要件を満たすこと。

※「本業務と類似する業務」の定義

2(1)①については、複数の関係者が参加し、複数年にわたる事業(プロジェクト)を実施するに当たって、目標の達成に向けて、関係者間の調整や各工程の進捗を確実に把握した適切な管理など、効率的に事業を監理する業務

2(1)②については、道の駅に関して、検討や計画を行った業務

2(1)③については、保健、福祉、子育て支援に関わる施設に関して、検討や計画を行った業務

#### 4 事業者選定の流れ

##### (1) 一次審査及び二次審査の実施

参加表明書等の提出事業者がおおむね4者を超えた場合は、提案書の内容に基づき一次審査(実績審査)を行い、おおむね上位4者について、二次審査(内容審査)を行う。なお、提案書の提出事業者が1者の場合でも、二次審査を行う。

##### (2) 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、表1のとおりである。ただし、土曜日、日曜日及び休日など、荒尾市の休日を定める条例(平成3年条例第13号)に指定する市の休日には、受付等を行わない。なお、このスケジュールは参加者の状況、審査の進捗状況等により若干変更する場合がある。

表1 契約締結までのスケジュール

	内容	期日
1	公告	令和2年4月10日(第1週)
2	質問書の受付 第1回 ※参加資格に関する質問 (回答期限)	令和2年4月10日～4月17日  (令和2年4月23日)
3	参加表明書等の提出	令和2年4月10日～5月1日【必着】 ※午後5時15分まで
4	一次審査 (参加資格審査・実績審査)	令和2年5月1日～5月15日
5	提案書提出要請通知書の通知	令和2年5月15日までに発送
6	質問書の受付 第2回 ※業務内容に関する質問 (回答期限)	令和2年4月10日～5月19日 ※随時回答 (令和2年5月22日)
7	提出意思確認書の提出	令和2年5月22日【必着】 ※午後5時15分まで
8	提案書等の提出	令和2年5月29日【必着】

		※午後 5 時 15 分まで
9	二次審査 (内容審査)	令和 2 年 6 月 月上旬
10	最優秀提案事業者の決定	令和 2 年 6 月 月中旬 ~ 6 月下旬
11	契約締結	令和 2 年 6 月 月下旬

## 5 参加表明手続

参加表明する者は、参加表明書（様式第 1 号）を 1 部提出するとともに、下記の添付書類を提出し審査を受けるものとする。なお、参加資格確認の基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

(1) 添付書類（以下「参加表明書類」という。）の構成

- ① 会社概要（最新のもの。パンフレット等の使用も可）
- ② 直近年度の決算書
- ③ 業務実績一覧（任意様式）

2（1）に示す①から③までの業務それぞれについて作成すること。

平成 22 年度から令和元年度までの過去 10 年間の業務実績のうち、各業務と類似又は関連する業務を対象とする。また、業務実績一覧には、「発注機関名」「業務名」、「契約金額（消費税抜き）」、「業務の概要」を記載し、契約書の写し及び契約内容が確認できる資料（テクリス・特記仕様書等）を添付すること。なお、業務実績一覧には、提案者である企業（コンソーシアムの構成企業を含む。）の名称を記載しないこと。対象として記載する件数は、最大 10 件とする。

また、2（1）③に係る業務実績一覧の作成に当たっては、次の業務実績がある場合は、その旨を明記すること。

- ア 複数の機能を有する複合施設に関する検討や計画が含まれる業務実績
- イ 乳幼児の屋内遊技施設に関する検討や計画が含まれる業務実績

④ 配置予定技術者（任意様式）※次の項目を必ず記載すること。

- ア 業務経験年数
- イ 業務に関連する保有資格(資格証の写しを添付)
- ウ 本業務と類似する業務実績 ※最大 5 件を記載

⑤ 納税証明書（参加表明書提出の前 3 か月以内に発行された証明書で、令和元年度の国税及び地方税（都道府県税）の未納がないことを示すもの）

- ・ 国税（法人税及び消費税）の未納のない証明（写し可）
- ・ 都道府県所管の法人事業税、法人住民税及びその他都道府県税の未納のない証明（写し可）

⑥ 商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し（参加表明書提出の前 3 か月以内に発行された証明書）

⑦ 誓約書及び役員名簿（別記様式第 1 号、別記様式第 2 号）

⑧ コンソーシアムの場合、業務実施体制図（構成員とその役割分担が分かる

もの)及びその設立を示す書類(※)又は本件業務を受託した場合にコンソーシアムを設立することについて、構成員となる者がコンソーシアムに参加する意思があることを示す同意書(別記様式第3号)

※設立を示す書類とは、既存の規約等で、「コンソーシアムの名称」、「構成員」及び「コンソーシアムにおける構成員の役割(例えば、コンソーシアムの代表、業務実施体制図、事務局又は会計処理担当を務めている者等)」が確認できるもの

## (2) 参加表明書類の提出

参加表明書類は、正本1部及び副本15部を以下のとおり持参又は郵送により提出すること。なお、参加表明書類は、(1)の添付書類一式をつづり込み、正本のみ表紙に業務名称及び提出業者名を記入すること。

① 受付期間：令和2年4月10日から5月1日までとする。持参の場合は市の休日を除く午前9時から午後5時15分までとし、郵送の場合は期限内に必着とする。

② 受付場所：事務局(総合政策課)

## (3) 提案書の提出要請

資格確認結果は、令和2年5月15日までに提案書提出要請通知書(様式第2号)により発送する予定である。

## (4) 提出意思確認書の提出

提案書の提出要請通知を受けた者は、提案書の提出意思について、以下のとおり持参又は郵送により提出意思確認書(様式第4号)を提出すること。

### ① 提出期限

令和2年5月22日までとする。持参の場合は市の休日を除く午前9時から午後5時15分までとし、郵送の場合は期限内に必着とする。

### ② 受付場所

事務局(総合政策課)

## 6 質疑について

### (1) 質問書の受付

#### ① 受付期間

i 参加資格に関する質問：令和2年4月10日～4月17日

ii 業務内容に関する質問：令和2年4月10日～5月19日

#### ② 提出方法

本業務について質疑のある者は、事務局の電子メールアドレス宛てに送信すること。送信に当たっては、表題を「プロポーザル方式による事業者選定に係る質疑」とすること。また、参加資格に関する質問と業務内容に関する質問とは分けて提出するものとし、質問書(別記様式第4号、別記様式第5号)により提出すること。原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。期限内に電話で質問書到着の有無を確認することは差し支えない。

## (2) 回答

### ① 回答予定日

- i 参加資格に関する質問：令和2年4月23日
- ii 業務内容に関する質問：令和2年5月22日

### ② 回答方法

回答予定日までに市ホームページにて回答を公開する。なお、本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うため、全てに回答するものではない。

## 7 提案書等の提出

### (1) 提出書類

提出意思確認書を提出した者は、下記の書類を提出すること。また、提案書提出要請通知書を受けた後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。なお、提出する副本には、提出者である企業名等の名称を記載しないこと。

- ① 提案書(様式第3号) 1部
- ② 提案事項(任意様式・枚数制限なし) 正本1部、副本15部
- ③ 業務工程表(任意様式) 正本1部、副本15部
- ④ 見積書(任意様式、消費税抜き) 1部

※次の事項を記載し、封入封緘して提出すること。なお、2(1)に示す①、②ア、②イ及び③の総額を記載するものとするが、各業務ごとの内訳が分かるように記載すること。また、コンソーシアムの場合は代表企業が提出すること。

ア 業務名称

イ 提出者の所在地・名称・代表者名

ウ 見積書が封入されている旨(「見積書在中」など)

### (2) 提出期限及び提出方法

- ① 提出期限：令和2年5月29日
- ② 受付場所：事務局(総合政策課)
- ③ 提出方法：持参又は郵送。持参の場合は、市の休日を除く午前9時から午後5時15分までとし、郵送の場合は、事務局まで、期限内に必着とする。

## 8 一次審査(参加資格審査・実績審査)

参加表明書類に基づく参加資格審査を実施する。なお、提案書の提出者数がおおむね4者を超える場合には、評価委員会により、参加表明書類に基づく実績審査を実施する。

### (1) 審査予定時期

令和2年5月1日～5月15日

### (2) 評価方法

別添の評価基準に基づき企業及び配置予定技術者の実績について評価する。なお、

提案書の提出者数がおおむね4者以下の場合には、二次審査において実績審査を実施する。

## 9 二次審査（内容審査）

提案書等の内容審査及び提案者によるプレゼンテーション内容の審査を二次審査とし、評価委員会にて評価点を付し、その順位を決定する。

また、提案書等の提出において次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

○提案書等に虚偽の記載があったとき。

○提案書等の内容が明らかに本件仕様を満たしていないとき。

なお、提案書の内容等を明瞭化するためのプレゼンテーションは、以下のとおり実施する。

### (1) 日時

令和2年6月上旬（正式な日時や場所は、改めて通知する。）

### (2) 参加人数

プレゼンテーション参加人数は最大4人までとし、予定総括責任者（管理技術者等）は必ず参加するものとする。

### (3) プレゼンテーションに要する時間

おおむね50分（説明約20分、質疑応答約30分）とする。ただし、二次審査の参加事業者数に応じて、調整することがあり、その場合は改めて通知する。

### (4) 機材

本市にてプロジェクタ及びスクリーンを準備する。機材の仕様等については、プレゼンテーション参加者に対して通知する。

### (5) 評価方法

別添の評価基準に基づき、企画提案の内容、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に勘案し、技術提案の内容を評価する。

## 10 最優秀提案事業者の選定等

評価委員会において決定した順位の結果及び提案価格の評価を、プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において行い、最優秀提案事業者の候補者を特定する。

審査会における評価に当たっては、次の算定方法によって提案価格及び技術評価（一次審査と二次審査の合計点：100点満点）を基に審査を行い、最優秀提案事業者を特定する。提案者の評価点数（小数点以下第1位まで算出、小数点以下第2位以降切捨て）が同点となった場合は、「技術評価」の評価が高い提案者を上位とし、「技術評価」の点数についても同点である場合は、審査会の協議により決定する。

評価点数	=	$\frac{\text{技術評価に係る評価点数} \times 80}{300} + \frac{\text{最も低い見積価格} \times 20}{\text{提案者の見積価格}}$
※小数点以下第1位まで算出（小数点以下第2位以降は切捨て）		

最優秀提案事業者にあつては採用決定通知書（様式第7号）により、その他の者にあつては不採用決定通知書（様式第8号）により通知する。

### 1 1 最優秀提案事業者の決定後の手続

- (1) 決定した最優秀提案事業者との間において契約交渉を行う。
- (2) 契約交渉に際して、契約内容等詳細について協議を行う。
- (3) 契約締結における契約内容は、提案書等（プレゼンテーションにおける説明内容等を含む。）に基づくものとする。
- (4) 最優秀提案事業者との契約交渉の結果、契約締結に至らなかったときは、次点の者を最優秀提案事業者とし、この者との間において契約交渉を行う。この場合においては、上記（2）及び（3）を準用し、契約交渉を行う。

### 1 2 結果の公表

荒尾市ホームページにおいて、次の事項を公表する。なお、電話等による問合せには、一切応じない。

- (1) 最優秀提案事業者の決定後
  - ①業務の概要
    - ア 件名
    - イ 業務内容
  - ②最優秀提案事業者の所在地、商号（名称）及び代表者氏名
- (2) 契約締結後
  - ①契約金額
  - ②評価委員会及び審査会における審査の概要
  - ③その他必要な事項

### 1 3 その他

- (1) 提案書の作成及び提出並びに説明（提案者が行うプレゼンテーションを含む。）に要する費用その他本件公募型プロポーザル方式による事業者選定に参加するための費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 本件に関する書類等の提出が郵送である場合、提出先における受理確認の有無は、提出事業者から電話で行うものとする。確認がなく期限内に事務局が受理していない場合は、提出された書類等が無効になる場合がある。
- (3) 本件に関して提出された書類等の提出後の修正又は変更は認めない。また、提出された書類等は返却しない。
- (4) 本件に関して提出された提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、荒尾市において必要と判断した場合は、提案書の複製及び内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 本件に関して提出された提案書等は、荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (6) 最優秀提案事業者の決定後において、仕様書等の内容について疑義が生じた場合は、協議により変更ができるものとする。



(7) 企画提案は、1 提案者につき 1 案とする。

**【事務局（問合せ先及び書類提出先）】**

部署名 荒尾市 総務部 総合政策課

住所 〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目 390 番地

電話番号 0968-57-7622 ファックス 0968-64-0940

電子メール [sougouseisaku@city.arao.lg.jp](mailto:sougouseisaku@city.arao.lg.jp)